

建 議 書

平成25年9月6日

焼 津 市 農 業 委 員 会

平成25年度焼津市農業施策に関する建議書

平素から農業委員会活動につきまして格別のご指導、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在の日本農業につきましては、T P P問題、耕作放棄地の拡大、農業者の高齢化及び後継者の減少等、様々な問題や課題を抱え5年後、10年後が全く予測できない厳しい状況下であります。

当市の農業につきましても同様な問題・課題が存在し、それらの一部でも解決できるよう農業委員会としましても、農業者の代表機関としての役割及び責任を認識し、地域農業の発展と農業委員活動の推進に努めている次第であります。

今回、焼津市の農業問題及び課題等の解決、解消が図れるよう、十分な協議と検討を行い、焼津市農業施策に反映されるよう建議として取りまとめました。

つきましては、「農業委員会等に関する法律第6条の3項」に基づき、建議書を提出します。

この建議書により、農業委員会としましても安心安全な食料の確保、食料自給率の向上や安定した農産物の確保等の一助になるよう努力する次第でございます。よって、焼津市農業施策に取り組み、必ず実行されますようお願い申し上げます。

平成25年9月6日

焼津市長 中野弘道様

焼津市農業委員会
会長 内田正幸

1. 担い手育成について

新たな担い手育成のため、下記のとおり要望します。

- (1) 青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を目的とした青年就農給付制度の継続性の確保及び親元就農に対する支援要件について緩和するよう、早急に国に対し要請を行うこと
- (2) 担い手への農地の面的集積に向けた「人・農地プラン」の取り組み及び農地利用集積円滑化事業の積極的な取り組みを行うこと
- (3) 新規就農者への就農支援体制の具体的な取り組みを行うこと
- (4) 営農支援事業の情報提供体制の確保を図ること

2. 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

全国的に有害鳥獣による農作物への被害が拡大しており、焼津市においても多くの被害が報告されているところであります。早急に被害対策を講ずる必要があるため下記のとおり要望します。

- (1) 有害鳥獣の個体数の把握に努めるとともに、鳥獣保護区の見直しを含めた、有害鳥獣の捕獲・防護対策の強化拡充を図ること
- (2) 防護柵等被害防止へのさらなる支援強化を図るとともに支援内容について、周知を図ること
- (3) 行政側職員を新規狩猟者として登録するなど、新規狩猟及び捕獲者の育成と確保を図るとともに、可能な限りの協力体制を構築すること
- (4) 有害鳥獣の駆除における狩猟期間・時間帯について、最善の調整を講じること
- (5) 有害鳥獣駆除のための狩猟免許取得者に対する補助金等支援を図ること
- (6) 隣接自治体と連携を図り、広域的な取り組みを行うこと

3. TPP問題について

政府によるTPP交渉参加により、近い将来日本農業が大きく変化しようとしています。食料自給率の更なる低下、遺伝子組み換え作物等による食の安全・安心の崩壊等様々な問題や課題が今後発生することは、農業者はもとより国民の多くも危惧していることと思われまます。このようなことから下記のとおり要望します。

- (1) 例外なき関税撤廃を原則とするTPPには参加せず、日本農業を守るため、TPP加入参加には断固と反対すること
- (2) TPPに参加しないための具体的な対策及び行動を行うこと

4. 耕作放棄地解消のための施策について

農業者の高齢化や後継者不足等により、全国的に耕作放棄地が拡大し、近隣農地や住宅地に影響を及ぼし、農業振興や住民生活の支障になっている現状に対し、早急に対策を講じなければ日本の農業は衰退の一途をたどりもはや取り返しのつかない状況になることは間違いのないこととあります。よって、下記により要望します。

- (1) 行政、農業委員会、JA及び地域が連携し、耕作放棄地所有者及び農地所有者すべてに対し、耕作放棄地が、周辺の農地や生活環境に与える影響と、農地の適正管理による耕作放棄地の防止となるよう啓蒙、啓発を行うこと
- (2) 耕作放棄地の所有者の意向調査を行い、放棄地解消になるような施策を早急に講ずること
- (3) 耕作放棄地を速やかに農地に復元し、利用促進ができるよう官民一体で協力を図ることの施策を講じるとともに、作物栽培の作付けができるような有効な対策を図られたい
- (4) 管理できない耕作放棄地については、行政において害虫駆除等定期的に行い、近隣住民に迷惑の掛からないよう対応を図ること
- (5) 耕作放棄地を常に監視及び管理できる組織を構築し、高齢や障害で耕作できない土地については、その組織の責任において草刈り等の管理を行うこと

5. 食料自給率の改善及び地産地消対策について

世界人口の爆発的な増加により、世界規模での食料不足が近い将来発生することは周知の事実であることから、優良農地の確保、集積を図り当市における独自の食料自給率の向上を図ることが急務であり、それを行うために下記のとおり要望します。

- (1) 農地の集約、用水路（土側溝）の再整備等により優良農地を確保するとともに、効率的な農業が行える環境整備を積極的に行うこと
- (2) 担い手の掘り起こしや定年後の農業就農者に対する支援を積極的に行い、耕作面積の拡大を図ること
- (3) 学校給食において地産地消を実現させるとともに、市内公共施設で提供する食材についても、積極的に地産地消に取り組むこと
- (4) 地場産品を地元で販売する取り組みに対し支援等を行うとともに、農産物利活用企業に焼津産農産物の利用及び活用の推進を行うこと
- (5) 学校教育において「食育基本法」を周知させ、積極的に地元農産物の良さ及び安全安心を次世代に伝えること。併せて食育体験学習の推進を図ること

6. その他

- (1) 高草山の利活用について協議を図られたい
- (2) 田尻北及び田尻地域の海岸近接農地の塩害問題について、水田の塩害防止の対策を講じるための協議を図られたい
- (3) 県農業試験場等を利用した焼津市独自のブランド野菜の商品化を図られたい
- (4) 農業者と行政の意見交換会の場を定期的に設けること